平成２１年（フ）第１０８０号
広島県安芸郡熊野町５番地８、申立時の住所
広島市中区吉島新町２丁目28番６号
債務者　岡田　智行
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１０２号
広島市西区己斐上２丁目75番14号
債務者　神宮　忠嗣
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３７号
広島市安佐南区八木９丁目10番４―101号
債務者　古森　良和
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３８号
広島市安佐南区八木９丁目10番４―101号
債務者　古森百合子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８８号
広島県安芸郡坂町横浜東１丁目７番９号
債務者　藤重　ミエ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５２号
高知市横浜新町１丁目626番地
債務者　塩井　知江
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７２号
高知市塩田町１番12号
債務者　矢野　加代
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８９号
高知市朝倉丙2138番地２　池沢アパート１号室
債務者　山﨑　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２４号
高知市廿代町９番２号　コーポすずき３・301
債務者　吉本　博光
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２７号
高知市神田422番地２　メゾン雲母Ｂ棟101
債務者　坂本　理恵
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３２号
高知県長岡郡大豊町東土居186番地１
債務者　藤原　順一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３３号
高知県土佐市宇佐町宇佐829番地の５
債務者　小寺　佐和
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３６号
高知県南国市浜改田444番地３
債務者　楠瀬　泰作
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５３号
高知市北竹島町29番地１　市住２号棟187号
債務者　北代　正一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５５号
高知市西秦泉寺433番地３
債務者　水野　惠子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６２号
高知市桟橋通１丁目４番５号　コートクレソン18―701
債務者　野町　一紀
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６９号
高知市横浜233番地４
債務者　南部　猛彦
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７０号
高知市横浜233番地４
債務者　南部　惠子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係